

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

緑信用農業協同組合

当組合では経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様がガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ガイドラインの詳細については、以下の URL をご参照ください。

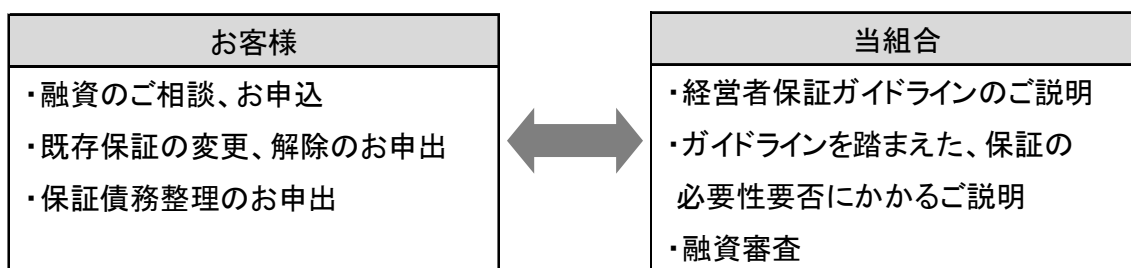
全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

ガイドラインを踏まえた当組合での体制



経営者保証にかかるご説明内容等

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客様から資金調達のご相談・お申込をいただいた場合には、以下の要件等が将来に亘って充足すると見込まれるときは、当該法人・個人の経営状況、資金使途、融資額、返済能力、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様のご意向も踏まえた上で、検討します。

- ① 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。

- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) お客様との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する以下の事項等について、丁寧かつ具体的な説明を行います。

- ① どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか。
- ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。

(2) 保証金額の設定については、お客様の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、以下の観点等を総合的に勘案して設定します。

- ① 保証人の資産及び収入の状況
- ② 融資額
- ③ 主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況
- ④ 主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や適正な保証金額等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時には、原則として前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めないこととします。

また、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報の開示をいただきながら保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

なお、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、以下の観点等を総合的に勘案して、解除について適切に判断します。

- ① 前経営者の実質的な経営権あるいは支配権の有無
- ② 物的担保等の保全状況
- ③ 経営する事業の資産及び収益力

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専

門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

以上